

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年7月10日

福島県会津若松建設事務所長 馬場 靖

工事（委託業務）番号	第26-41340-0099号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（地活）工事（道路改良）
質 問 事 項	
1 シールコンクリートの施工単価について 5号取付道路の排水構造物工、側溝工の中にシールコンクリート工が計上されていますが、単価を構成するコンクリート打設工（縦排水溝・小段排水溝）の金抜設計書施工第0-0088号表の生コンクリート②の数量が0.000 m³となっております。これは積算上の誤りでしょうか。 2 小段排水の施工単価について 本線及び5号取付道路の排水構造物工、側溝工の中に、それぞれ小段排水が計上されていますが、単価を構成する排水構造物（U型側溝）（材別）の金抜設計書施工第0-0022号表と施工第0-0082号の基礎碎石の条件が異なっています。これについて、積算上の誤りなのか、又は現場条件に応じて条件が異なるものなのか、ご教示願います。 3 土量配分計画等の開示について 土工計画を立案する上で、本工事における切土量及び盛土量を算出した土量計算表と、土量配分計画について開示願います。 4 既設ボックスカルバート、テールアルメ擁壁、積みブロックの取壊しについて 構造物撤去工のうちボックスカルバート、テールアルメ擁壁及び積みブロックがコンクリート構造物取壊しとして計上されておりますが、これらの構造物を存置しても道路構造に影響がないと判断できる場合は、協議により取壊しせず閉塞や地下水の排水確保等の対応を取ることは可能でしょうか。 また、これらの存置を検討するための三者協議を申請し実施することは可能でしょうか。 5 土工における仮置きについて 本工事は掘削による発生土や他工事の発生土を盛土に流用することになっておりますが、流用土の発生時期や盛土の施工速度等によりやむを得ず仮置きが必要となった場合、追加で生じる積込や運搬等は施工条件の変更に該当すると理解してよろしいでしょうか。 6 施工区域内の立木について 施工区域内に立木があり施工に支障となる場合は、伐採、処分等に掛かる経費は協議の対象になると考えてよろしいでしょうか。	

回 答 事 項

- 1 金抜設計書施工第 0-0088 号表の生コンクリート②の数量については、お見込みのとおり誤った数量を計上していました。正しくは「10m³/100m²」となります。
なお、金抜設計書 (kinnuki002) を修正しましたので、ご確認ください。
- 2 小段排水、排水構造物 (U型側溝) (材別) の金抜設計書施工第 0-0022 号表と施工第 0-0082 号の基礎碎石の条件が異なっていることについて、お見込みのとおり積算上の誤りです。正しくは、「基礎碎石を使用しない」となります。
なお、金抜設計書 (kinnuki002) を修正しましたので、ご確認ください。
- 3 土量配分表及び土量集計表を「suuryou002」として電子閲覧システムに掲載いたしましたので、ご確認ください。
また、これに伴い、既に電子閲覧システムに掲載しておりました「suuryou」を「suuryou001」としております。
- 4 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。
また、三者協議についても、契約後の協議で必要と認められる場合、実施することは可能です。
- 5 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。
- 6 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。